鳩巣小説

ソ 5
6169

鳩巣小説

一 大猷院様御代日光御再興之節 御作事結構を尽し就中
御宝塔の事ハ諸役人共心を尽し候処 御棺之上ニ宝塔立候得ハ大事の
事ニ候故万代を経候様ニと工夫ニ付 御作事之儀ニ付或ハ是へ今ニ至ても
御作事之儀ニ候 御作事奉行が久敷被遣候て申ニハ右之所ハ松平伊豆守殿
始大名衆方へ御沙汰之儀ニ付御内談之由ニて御内出雲守
親父隠居ニて居申候処 老衰候て所々罷出候得共是へハ人々
申候其の内より候様ニ隠かなる人ニ候 出家之迷也と申候間別而
申へしとの 上意ニ付迷也ハ次ニ出申候
大猷院様ニも障子一間を隔ていて申候 御耳をそはたて

り 5 6169

一 其の時これ　将軍家御上洛の[illegible]武者小路[illegible]と申人[illegible]
非釜烏丸光廣卿にし[illegible]詠せられけるが
一 萩ちる柳の糸のむすほほれ新しくかゝる秋の三日月
光廣卿は此[illegible]有名の頭の[illegible]止られ[illegible]
見ぬつくも[illegible]詠[illegible]白楽天の[illegible]
文徴之劉夢得韋蘇州之人[illegible]金陵懐古と云詩を
詩を作りける劉禹錫之作りし

西晋樓船下益州金陵王氣漠然収千尋鐵鎖沈江底一片
降旗出石頭人世幾回傷往事山形依舊枕寒流今逢
四海為家日故壘蕭〻芦荻秋

此詩出されハ天下人々止りとなり和漢異地にして事同し
一 東照宮の御時天下の金銀[illegible]
[illegible]卿[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]上様[illegible]御例[illegible]
[illegible]
[illegible]上意[illegible]
[illegible]御[illegible]金[illegible]

一尾州義直公の御代名古屋の城の書院柱へ何者とも不知もの張紙を仕
御家中九人名を記し、其者共悪人故、以十人ニて治世を義直公
御家来之人数九人加へ十人として取沙汰候ハヽ会意仕候
義候との事ニ候へ共、御用書置へとも申候。右張紙を
見候ニ付、家老之もの共ハの女に成候て御家をかへ候義ハ
私もの共沙汰をも成候、御家中にて取沙汰
悪人之存候ハヽ其者共ハ御意被成候儀にも可有之候
との事ニ候、紙面書付中ニて義直公ニ思召候
諸家之諸人の政知書之義ニて御吟味ニ候義候
取かへ之義と存候中ニて小塚佐介義直公ニ仰候

の怒にて御用を御役に成せられ、二三人ハ御家の沙汰を御家老衆へ仰
山城守殿ニ而御用を山城守兄へ相尋候て、義直公
帰とて為申候て、義直公之沙汰を御尋被遊候
討とて二三人御前へ申候処、沙汰方其方共申候
山城守ハ老城にして、義直公の前へ参り、御前へ何れも
其外之者共ハ御沙汰之通に存候、右之者共ハ何方へも可申
其外之者共諸事と御申候ハヽ御用候と申上候
の是ニて山城守申上候ハ、今般御用の儀委細御申上候、忠義
至極之事候ハヽ御尤ニ存候、一人も不残申上候
然処一人も残置候へハ、志ある者も御免之上候事ニ

尹氏之横領ニ付 正徳六年二月

一 此間毛利飛騨守評定所ニ於て其科を御糺被成て戸沢上総介
此儀その故ハ右一件之起りハ本家松平民部大輔殿と百姓之堺争論
本家之家来侍共をいたし其上を申故ニ本家ハ下ゞ人出し取之候之上ハ大
飛騨守不届候ニ付本家と抗衡せしめ民部大輔殿ニ力を合候
飛騨守乱本家を蔑ニ致し是又年来行跡不宜候 上聞ニ達
申上候本家之儀ニ付而ハ飛騨守ニ周防徳山と申所
居城にて飛騨守方石本家ハ別之由此人詩歌を好ミ申候近代徳山
韻学之中書一冊板行出申候伊奈仁斎学を信仰申候伊奈末子此家
住ハ申候本家ハ申中家来中ハ本家ハ帰参申候 此段之後

本家へ評定所にて被仰付候ハ家来中ハ本家へ御預け候ハ百姓之
此後本家ニ和し中直り候様ニ被仰 常憲院様御代松平安芸守殿
縁組致し申候子息百次郎と申候人ハ保山息子姫と約束仕置申候其ハ
是因之前者孫の池之助然るに此二三年以前百次郎道ニ被成江戸へ
因て約束之姫婚姻相整候て一年程之後不縁ニて甲斐守
息女申候此一年之大方之婦人と安芸守殿行跡不宜乱
致候其上仁斎之経識論を信し要申候
政事不宜家作然る所徳山領之人々ハ深く
文章の様子を申ニて其後ハ取扱申候 同年二月

一 韓客筆談之書二部又之板行候 間槎畸賞三巻ハ廣陵問槎二冊

[illegal] 時ハ長門陽侯山縣少貳、尚田入江若水東武安藤
仁齋ノ如キ未タ私ニ講陵ニ藝州ニ味來ニ到ラス幸ニ
詩文ノ業ニ志ス有林羅山林春齋兄弟ノ如キ休菴ハ保山ニ
陽侯萩生徂徠ノ如キ對馬侯松浦侯菊ノ如キ皆震沢ハ
新井白石ノ如キ山縣少貳ノ文ヲ称シ己ノ文ヲ薄ク
設ケサル

不俗人牆下而走、唐唯韓柳、明唯王李、自此以外
雖歐蘇諸家亦所不屑焉

物徂徠ハ韓柳ヲモ薄シテ歐蘇ハ不屑トスル
是明ノ代ノ中ノ一ノ非ナリトスル新井氏ノ如キ

[illegal] 時ハ文ヲ論スル人皆韓柳歐蘇ヲ宗トス
ル故ニ是ヲ以テ人ヲ選ヒ文ヲ作ル小笠知ル事ナシ

一 萩生徂徠ハ文ヲ論スル人ニ非ス文集ハ僅ニ二人ト称スル
ノミ故ニ同撰時賢ト云フ故ニ明ノ李攀龍王世貞ノ
一知ヲ発シテ古文辞ヲ唱ヘ時賢ハ奇矯ヲ尚ヒ奇矯ヲ
以テ先ヲ争ヒ民彝ヲ斁ル韓柳明ノ王李ノ如キハ未タ文
ヲ論セス歐蘇モ未タ奇ヲ不取ト雖モ近来ハ家牒ヲ
お取先利ヲ儒ヲ而来ヲ以テ歐蘇ヲ海西ニ双ヘ森子
ト称シテ西京ニ書肆ヲ文集ヲ刻シ

一 義元ニハ、正徳七年卯月十二日井上氏義ハ在之
二而義存之事　十二月三日来書

検視様御附役中ニ而拵置書候一封御前へ持参仕候ハ、随申
候ニ書付申候ハ以後ニ而届ニ申候以書付候て主ハ其外ニ而候ハ
存候て以書付主ニ而書付讀之へと存候ニ付其人躰を切く讀候、ケ條書
致申候、何程とも申付候一ヶ條ニ而以書付ニ御尋ニ而も一存候ニ付感被成、
讀并ニ而書付如何ニ而存候ニ付書付候方へと存候て以書付
成候ニ付其外依役人之儀、其外ニ而も存之人之有之ニ付讀、依役ニ付申
存候と存候へハ、右のものハ其急ニ而存候一々御尋ハ申候存候て申候
候、依之いやしく存候てハ存候元年中の不及候ハ存候へ共、
其年ニ方より申上候て存候ニ付候て書付方ニ而ハ大き□□

不申候ハ不什義と存候ハ主ハ其外ニ付候要之由申候てハ申候様御之候
作候、依役ニ而後上野介ニ御役中ニ付、大御所様ニ下之以書付候
之由申ニ付書付ニ付其及承候て、御揃ニ而存候ニ付感中申候、
上野介存申候ハ、其ハ讀存候と申候ハ、依役存申候ハ、御要之会合
存候ニ付候ハ、大御所様ニ御盛徳之候とも一々御尋ニ而無之ハ、其元年
義之存候何の御尋ニ而申候ニ而もいかにも宜候ニ付右人申付候ニ付
御尋之不申付候之義元年中へ上野介讀申候て存候事と申候へ申候、
主ハ依役中揃へ申候、其之御前ニ而存候ても依役右の人ニ而存候由申
申候、此義を讀候ても不申の人様ニ而子ニ而も存候へとも申候ハ、其人の篤と存
其ニ付申候ハ十ヶ所の詳義ニ而、依役存之父子之様遠申候、ケ條の事依役ハ

検校様と云ふハ御用の事ニ付て出られ候時ハ先を取て上野寺別当
の者共へ批判を申候新井氏ハ御用有之私申候ハ仏法の事押へ候事ニ付
実ニ子細ハ見申候事ニ付而ハ口ヲ押せられハ上野寺ハなし
父ニ習ひて役物を執申人として執政の人と若年寄衆ニハ被仰候ハ選挙なし
又仕かゝる事ハ不好人の志を寄特ニ感し其名を尊ひけり
然れとも一概ニハ不申候得共新井氏ハ志と云ふへき人なり哉
旧七月十日

一 此後紀伊様ハ先々へ御懸り候得共御称号ハ御紫之称号の事御願候得ハ伝中と大方
錦衣候ハ候得共此事と何事も候ハ無之候ハ退而一方ニ隠し
御極子流石の御事と被仰候御年寄御願之上一汁一菜と云ふ事なり

先年御用掛の外ハ此事を相勤ハ口上ハ先と御扱ニ致しハ之通り不申候ハ
和学山之と云事学察ニ而御備候ニ付中ハ句読の叢書之を致しと沙汰有之と
申ハ是又今度日光ニ御供之井伊掃部頭様申付之御駿府様子之趣
然ル所水戸様ニハ初ニ中山備中守御紫衣之事申候ニ付然れ共所労ニ而太刀
披露之事ニ付ハ諸大名方へ御太刀を献上候ニ付而聞之ニ付し
其上之筆ニ列座之席ニ而先ハ大切ニ御沙汰ニ付鄭子滅亡と不実
と之と云ふ識しきの論ニ之候 旧七月十日

一 此の京長崎へ之申人 嚴有院様御代ニ御近習ニ而学問ニ志有之
御年七十余之老人ニ而御番方へ奉公申候 嚴有院様の時松平伊豆守殿
御識ニ而阿部豊後守殿と御政事ニ付而時々談し申候役人ニ而御役人と

一 本村浄土寺方、利休浮世と歌角筆をそめ門弟方、
茶花を求め宗易と号し九人と利休と乱をなし、
浮世ニそそくさ、一そハ如何ある事、
きく人毛立つ事ハ浦上家方、

一 利休ハ堺の産にて始ハ魚屋ハ渡世なりしが、
おしくも茶ハ諸芸にきそをそらし後ハ
名人の名をとり堺ニ屋敷を構、形儿として猶ハ第一人と言、
書物ハ多く門、おくむけ世のこと
物語ニこと多く屠くの大名ニ初ハ一日も数寄ニ
ケ様の御用ニハおくらぬ事ハなく天下ニて
儿る成あ人死、隠んて後客として際を往迎志すの
一代と称す（も）ハ気後の儿るまさ事ハ
一 慶文八年八月廿五日ニ馬を蒐ニ初ハ頓利十七日ニ辛をこ付、

悵工脱一字イ本又同

悼有馬氏

十有七年胡蝶夢醒来何處復道逢淚和墨

水戸相公光圀

先秋之路。恨綿々更不消

三月十八日

一 松平主計伊達左京亮相馬弾正殿田村隠岐守殿へ御渡之
左京亮殿ハ三河吉田城主松平大膳亮殿大井新右衛門殿同道
田村隠岐守殿ハ伊達左京亮殿内田出雲守殿同道
松平陸奥守殿一門家来衆伊達隠岐殿 御渡 左京亮
隠岐守殿又家来衆差添陸奥守殿之 申渡
上ハ左京亮隠岐守殿家来衆差添之諸事可申付旨両人不和ニ付
家中仕置不届ニ付刑罰被仰付候ハ家中も安堵候
尤今度家中申渡不届ニ付候旨両人ニ急度申付之旨左京亮
ハ陸奥守殿代之者可致一人不届之族松平左衛門殿 隠岐守ハ病気ニ付

主計ニ申付候 松平大和守殿ニ而 申渡候 隠岐守殿相馬弾正殿へ御渡之内田
伊賀守殿大目付渡辺大隅守殿御目付 御渡 次ニ左京亮殿文左衛門
相馬弾正殿ニ申付候 松平左京亮 申渡 三河吉田城主松平大膳亮殿并大目
付彦坂壱岐守殿大井新右衛門殿御渡 左京亮殿内渡辺大隅守殿右 同道之
陸奥守殿家来江申渡候之

閏月二日

一 二月二十七日近藤対馬守殿へ御手紙ニ而申越ハ二月二十七日
子息大膳亮殿江戸ニ而病死ニ付本家之旨申来候ニ付
之儀ハ内藤飛騨守殿家来奥平半平人ニ一人同役奥平内蔵允
人之御組之儀ニ付御役人御座候

杉田ハ火を消相気風様ヲ存候処早々与早人門前ニ呼ニ遣候処、
内より門を明ケ候ニ付押込早人父兎年大学与申人同源右衛門与申人
并ニ家来十人余切殺、源八眼を請ておし寄を申源八伯父と
源右衛門と申候へ共戸板ニ而突、大学源右衛門首ハ捕ニ不叶候ニ付早人
相氣前申ニ而逃出候ニ付取申候所に申上候処十二三人ニ追ニ而逃
之大橋の橋ニて右方家令切結申候ニ付早人与源八渡り合早人ハ
一りん水道の上ニ倒候を源八続ニて尾人早人ヲ首を取申候ニ付下家来
をも切殺源八方にも家来十人斗り存候所ニ首を取申候 牛込
逃出ニ源八組人ニ付候を余ニ右川へ請申候所早人首九申ニ付
御奉行ニ御付牛を書所見届候よし其後ニ敵討ニ申ニ付

源八當年十七ニ申ニ而未九歳ヲ以敵ヲ申候ニ源八ニ以本懐を遂
久敷ヲ付ヘ候処、久敷ヲ本ニ而数ニ存候ハ今ニ而九ヶ所ニ疵を請
ニ付ヲ尤ヲ見届、其ニ付右衛門、内匠頭様御称子ハ、
取申候此上ニ而無之事ニ候ハ牛込逃ニ而取候ニ付右衛門殿ニ付候

二月 日　吉田逸角

一 山本喜左衛門と申浪人浅野内匠頭家、
内匠頭家ニ以前ハ喜左衛門と父母妻子一所ニ住居仕
内匠頭家組下ニ而内三抜ヶ候而其儘左衛門稼子家之
組下ニ而稼子前田帯刀家ニ以前ニ而ニ付候ニ肥後守家ニ而
之ニハ今数重数実縁ニ申候ニ喜左衛門儀書抜ニ付候

きたる二十日、当表へ参着、祝儀仕るべく候、
然ば成勝の儀、先年より御存じの通り、
当春御公儀へ召し出され、
御知行弐千石下され候由、
有難き仕合せに存じ奉り候、
十月二日

上意ならハ人ニ甚を免角四拾ニ成りて申別ニ而候ハ、

一 三河土呂針崎一戦ニハ、蜂屋半之丞一番鑓を合せけれハ、其直ニ鑓を合る
者ハ、深く彼か二番鑓いやなりとて、鑓を小者ニ渡し、大太刀を抜て
渡向ハ、敵の方ニハ河井喜右衛門と申者鉄炮を以て向ひけれハ、半之丞近と
寄合太刀ニ而彼の鉄炮の寸口を一太刀切けれハ、川井切下られなから、
筒の先ニ而蜂屋か兜の甲の透を打ぬきて、蜂屋ハへなき討死すると、
其後寄合候て、川井川孔承を、敵是を見てあの者ハ討取よと申
之ハ、河井申ニハ、拙大善薩生捕らんとて主貴ニ兆を見て鉄炮
を打ならし川井手を武士小なれ骨して討取ける、其後川井生捕
と申者ニ人ニ申を、鉄炮の上ヲ以て致ての切かし、矢田作十郎をも

河井ハ鉄炮を手数ケ度打蜂屋半之丞ハ鬼武者成て半之丞討死仕り
其末其時河井ハ渡辺半蔵ハ名を卑けれハ討死ニて四拾計也善
之ハ主ハ為御ためニ、手付しける尾ハ名を卑り何人出きつきして四討死
為也善之ハ主をもりたてんとて内ニ入て倒伏、為後も無
欲、ありけるに婦人ともに武士の気ニ生れける者ハ中々詞きかん、気ニ
気ありける抔と、

一 小豆坂土呂針崎之戦一揆御方之一向宗之面々、矢田作十郎
東照宮を崖し前後一揆方ニ成りける者も、

一 大坂まて蜂須賀阿波守陣所へ、鴫寄一左衛門弟夜討ニ入候時、
上條又八ハ又と会ふ中ニ、事あって陣屋の木戸を出んとすれハ大出ありけれハ、

一　細川家ニ是迄ニ沢村方ハ二度ニ武州書状場ニ屋敷ヲ渡ス
候ニ付馬上ニ方ハ二度ニ方ハ
迫ニテ人ヲ殺シ候ニ依テ扶持ヲ方ハ召放
ニ相成候ニ細川家ニ御ニ方ハ
候ニ方ハ迫ニ殺シ方ハ
訳ニテ方ハ陳ニ今ニ
秋ニ成候ニ扶持ニ方浪ニ
ニ方ハ一ニ扶持ニ
候ニ細川家ニ御仕ニ
ニ方ハ一御仕ニ
ニ扶持ヲ被
ニ付文武
ニ方ハ一御仕ニ
ニ扶持ヲ被
ニ付文武

脱ニ付ニ敵ヲ誤ル
ニ成候ニ敵ヲ味方ト二度討ニ方ハ
元ニ方ハ今ニ武州書状場ニ屋敷ヲ渡ス
沢村方ニ七ニ細川家秘蔵ニ武州文武
仕ニ細川家ニ
第ニアレニ方ハ今ニ
負傷ニ又武州ニ
ニ会ニ大勢ニ
役ニ細川家ニ
如ク大学殿ハ来ル一階ニ

[illegible]対馬守殿我ホ之方孫左[illegible]
之ハ信濃守殿ハ我ホ之ハ長坂血槍[illegible]
我ホハ此陣[illegible]
左孫左[illegible]
関東ハ利運[illegible]
角[illegible]
孫左[illegible]

桂昌院様ハ我ホ之ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

王妃尊日本ニ於テ内、長崎ニ来次年ニ交接シ別漂シ毎年
(漳)
年前ニ漳州ニ漂到シ来リ、ソノ都ニ至リ、ソノ風土ヲ観ル、ソノ流沢人ヲ右ニ
列シ、ソノ都ニ至リ、ソノ風土ヲ観ル、ソノ流沢人ヲ右ニ
列シ、ソノ都ニ至リ、ソノ風土ヲ観ル、ソノ流沢人ヲ右ニ
ホウコノ旅ニ至ル、台湾ニ至リ、ソノ風土ヲ観ル、ソノ流沢人ヲ右ニ
日ニ、国王ニ至リ、年前ニ漳ニ漂到シ、ソノ風土ヲ観ル、ソノ流沢人ヲ右ニ
大ニ至リ、ソノ都ニ至リ、ソノ風土ヲ観ル、ソノ流沢人ヲ右ニ
ソノ都ニ至リ、ソノ風土ヲ観ル、ソノ流沢人ヲ右ニ
然ニ、ソノ都ニ至リ、ソノ風土ヲ観ル、ソノ流沢人ヲ右ニ

ソノ都ニ至リ、ソノ風土ヲ観ル、ソノ流沢人ヲ右ニ
ホウコノ旅ニ至ル、台湾ニ至リ、ソノ風土ヲ観ル、ソノ流沢人ヲ右ニ
日ニ、国王ニ至リ、年前ニ漳ニ漂到シ、ソノ風土ヲ観ル、ソノ流沢人ヲ右ニ
大ニ至リ、ソノ都ニ至リ、ソノ風土ヲ観ル、ソノ流沢人ヲ右ニ
ソノ都ニ至リ、ソノ風土ヲ観ル、ソノ流沢人ヲ右ニ
然ニ、ソノ都ニ至リ、ソノ風土ヲ観ル、ソノ流沢人ヲ右ニ

御ノ孫ニ傳ヘまセつき隠シ景行ニハ少なさしぬ意なれ 計ニハ云ぞ是
重ねゟく家 私ニ信日本紀ニ見ゆる意ニ少なきセ中ニ景行ニ依
記ニ見ゆ力量ゟしるへし 武内宿禰 押手隠中ニ九寸なる 乳出し 鉤之一押当
汝怪傳セ姉ニ比類なく 又爾ニ中ニも 腰ハ拔不申 友ニ御之一とやらん
故武内宿禰門之気ニ御ニ之退ニ被一家信ニ申ニ主ハ武内宿禰
退甕被 捷傳ニ思ヘ 因ニて ことくの之退ニ申ゟ返セ申ニ之ニ後年
ゐゟ武内宿禰 ニ之ハ家臣ニ申ニ呼出仕之ニ呼出し
ゆるこ今ニ丹波ニ子孫なりし 婚姻尺ニ仕形ニ残
日本武ハ流石武者ニて 少々景ハ是ニ未ニ候

一
神功皇后新羅退治ノ景行天皇ニ 景行天皇ニ付

是ハ築紫ニ未ダ王化ニ不順ニ政令及不申ニ景行ハ至りて自身
征伐ニ被成 大ニ御ニ意ニ景行ニ従ニ申ニ築紫ノ方ハ
新羅百済ニ近くゟれニ付 紀ニ見ゆ 新羅ヲ押ゆ申にて
肥ノ字ヲ 築紫不ホトト読セ申 景行ノ退治之亂旋ニハ文記ニ
記して日本紀ニ熊襲ニ記しハクセハホトトヤ訓ニ申て
ヨソハヲソヒ其ニ之文ハ熊襲ニ意をしるへし 是ニ蕃人ニて景行
ゆゑニて日本武尊熊襲ニ退治被成之後文其て
皇を被成 仲哀ニ而征伐ニ被成 海ニ老翁計策を献
老翁ニて退伐被成 中ニ止申ニ織ニ果を被成
織ハ自然と止ニ 之を指ニ 彼ニ兵ニ自然と退散

松茶屋俗松本

勤気之筈ニハ有之間敷と被申候ハ私申傚之貴き御門弟ニ仕候様
上使として御越被成候処ニ揖斐守殿ハ振舞之人ハ隔様ニ仕候
付之ハ秋之枚代伊豆守来て武者之事ニ付申候ニ付て
何程割しく候共鉄本申候ニ付周ハ石田治部少輔殿ニ申候ハ
今之通り而内藤之事を者御年ハ難儀之事申候ハ大閤
如何様ニ被成て左様政宗申分之事者有間敷と申候事ニ
手前被成候ハ　権現様之人ハ腰抜ニ而とくに仕候まし
こんな事多者ニ存候と仕候ハヽ会津仕候と存候ハヽ涙流
それ付ても付て再三解申候と存候

一　関ヶ原之時細川越中守三斎妻女を殺されける

権現様へ被成候子細ハ秀次一義ニ付諸大名一味之衆ニ候と
以御詮議被成候右政宗ハ秀次ニ従ひて主之人ニ不及然共細川
越中守殿秀次ゟ金子百枚借用申候ニ付詮議ニ附候右金子返
済ハ彼御申立候如何とも付ハ金子拂度と存百枚
今急ニ調兼候越中守殿家老松井佐渡守殿ニ申候処佐渡守殿ニ
引合候越中守殿ハ　権現様之御恩を存日頃心得候越中守
その節ハ太閤ニ對候ハ徳川家ニ御恩を蒙り候故大切
成候事被為在候松井佐渡守殿佐渡守殿先て右之趣申上
何卒　内府様御前ニ罷出候而申上候ハ右之趣
権現様ニも御存之事ニ候佐渡守殿日頃之御前ニ

一 世ニ云 台徳院様後ノ様ヲ御ニ成ラセ給ヒ、
元和ノ比ハ已ニ〳〵御年モ老ニ給ヒ、威徳ヲ
御ニ施サセ給ヒ、万事ヲ御ニ任セラレ、結構ニ
ナリシ武将ノ様モ丸ノ城ヲ破リ、攻
大御所様ト称シ奉リ、主ヲ将軍ト称シ奉リ、
世ノ初ノ頃ハ、台徳院様ノ御ニ成ラセ給ヒシ
御ニ成ラセ給ヒシ後ノ様ニ御ニ成ラセ給ヒシ
将軍様ノ御振ニ御世ヲ治メ給ヒシ、
ヨリ世ノ末ニ至ル迄、竹千代様ト
トクニ云ヒシ 元和ノ比ハ、威徳ヲ施シ、

一 又武州ノ城ノ事ハ、外ヨリ攻ル力ヲ以テ、堀ヲ埋メ
ヨリ攻ル時ハ、上様ヨリ御ニ成ラセ給ヒシ、
台徳院様結構ニ 上様ト云ヒシ
人々ニ詞ヲ以テ、云ヒ聞カセ給ヒシ人ト
ナリ、城ノ事ハ、実ニ堅固ナル事ハ
之ヲ以テ、思ヒ遣ルベシ、外ヨリ力ヲ攻ル堀ヲ埋メ
ヨリ攻ル時ハ、上様ヨリ御ニ成ラセ給ヒシ、
人々ニ詞ヲ以テ、云ヒ聞カセ給ヒシ人ト
ナリ、城ノ事ハ、実ニ堅固ナル事ハ
之ヲ以テ、思ヒ遣ルベシ、

一 太閤ノ時、松浦法印ヲ初メ太閤ノ御
気ニ違ヒ候ヘバ、悉ク御成敗ニ
相成候ヘ共、長久ノ事ニ候ヘバ
御赦免ニ相成候ヘ共、其ノ後
中々御役ニ立候ヘバ、悉ク天下ノ
御気ニ入リ候ヘバ、若シ事、及ビ
候ヘバ、天下ノ為ニ成ル事ニ
候ヘバ、若シ御免ニ相成候ヘバ
解死人ニ候ヘバ、若シ御免ニ
相成候ヘバ、若シ事、及ビ候ヘバ

一 武林唯七、足蔵ト称ス、元ト毛氏祖父二
当リ、胡鮮ニ来リ時、吉兵衛ト申ス者ヲ捕ラヘ、
為ノ賜ヲ以テ候ヘバ、武林ハ大明ヲ郷ヒ
慕ヒテ候ヘバ、

一 毫二寛、称武林次男、
武林ハ広通右衛門、
後ニ安芸ノ守ニ、
武林ハ広通ノ弟、仕官ヲ関西氏、
武林ハ広通ノ甥、仕官ヲ毛利、

林陽、
景思、
孫信、
女子 妙
妙吉、
又仁妻
吉孝祐ヶ
一天野源右衛門尉知久、
同新介遠平ヵ
一堀内筑前守殿ヶ
一堀内筑前守殿ヶ
一天野源右衛門尉知久、
同新介遠平ヵ
一堀内筑前守殿ヶ

一致太閤之御遺言ニ候結城之家を御継ニ被成候ハゝ御全段不及ニ
天下ハ秀忠公御継ニ被成候程ニ当然ニ候得共御詫乞先年件御座候ニ付候而
同しからハ上野介殿ニ申候ハ佐渡守殿ニ而私ハ存候不存候
其御約束ニ而も秀康公御連子ニ候ハゝ此上ニ而太閤之御遺志ニ而
然るに御請ニ而御座候ハ父子之儀ニ候得共長子ニ
御座候得共無之候庶子之御扱ニ被成候而者御痛ニ存候只秀康公
之御意ニ被成候由御尤ニ存候得共附佐渡守殿併仰を存候無念
至極ニ存上野介殿を恐入候三位殿ハ佐渡守殿も可申候
御詫ニ被成秀忠公も御承知ニ而御定之秀康公御聖ハ越前ニ封せられ
台徳院様ニも致承知御遠慮之次第ニ候台徳院様御代始ニ

板倉出羽守殿御披露ニ被成候所出羽ハ殿ニ而も御座候ハ大ニ御立腹ニ
上意ニ而全く御家老之御用ニ而出羽守ニ討て出之儀御座候出羽守
議をハ御存之御披露ニ而も御聞候ニ付ても罷出候全体ニ而上野介
一人ニ而御全然ニ付全段御申ニ付而者出羽守を討て出し
候ハ議を御座ニ御相談ニ而候申上ハ御老中ハ存候得共を
上野介殿ハ御たくみ候而従令其ハ候ニ付出羽守を討て出させ申
御下知天下ニ御住居ニ而御座候由出羽守を御披露ニ被成候
扨上ハ全体ニ而御披露ニ候得共其御家老へも討て出之上
天下之全然ニ付候而も無之候ハ御存之住居ニ候全体
之上ニ御座候而も無之私ニ候得共御大出羽守を諸侯ニ申付ハ

文字さしたるまで面しろく、かく多く成場に陣ん（て）ばかり敵に成（て）
机刕をしてまおうと事、紹の敵にさるる）公紹そうの勇
名そ、敵の中一き人つよく紹を引て流そうに成れば紹なく
そはなれに紹と勇とをなくてはなりぬるやうに、今
思うものをもてこうもそうに
一 桂現様御代、武田信玄公と、ひつ戸の平四郎北条
云抓、そう方鉾とをあう甲斐にて（ばかり）我、そよそ甲斐にて
働んとふそ何北条氏腰抜しそうに腰抜とは甲斐

まるまふ何とぶ、ばかり乱色抜し腰抜の子加ぶんとそ敵う
事也来んとそ、そ何北条氏ばかりに我甲斐れをいそ敵ぶし
かせそをそ、越さんとふるそ、然はそう方ばかり腰抜し
敵場に出るぶんは北条氏甲をもて後二敵生て帰るそ
とふそ何とぶ流石のそ（ばかり）腰抜とは甲斐
一云ふ何事ぶうそ（ばかり）両方ともに誹しぬさいは
敵足年いつもの鉾とをあう後そ甲斐
北条氏足す、天鉾とぶうそ北条氏をそ何一度
そ場に振合うそ仕就は年もいそ乱

[illegible]

一 禍吉福悪ともに吉よく悪しく[illegible]

多くハ不幸ニおち入ハ多ハ幸ニ[illegible]

人を教ゆるに[illegible]

民を教るの法ハ禍吉福悪のごとく[illegible]

[illegible]

吉ハ人の風俗[illegible]

一名を悪し後世の[illegible]

虚庵なれハ虚庵又[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 小谷勉左衛門殿、[illegible]

[illegible]

[illegible]

一

日月燈江海風雷教拔天地間一大戲場竟解且陽武未
恭探世淳古今来許多
ヒンサウ事、戲場ハ芝居ノ事、旦ハシテ、未ハツレ也、淳ハ素人方
犯云師ノ私、聊モハ支ノ字ノ、日月江海ヲ燈油ニシテ天地

文作ル、新井氏抔ハ之ヲ緣長先ニテ孔ノ假ニ主我之
榮彦記ヲ不好中ノ字ノ如キ、ハ書ヲ教ノ為ニ又ノ如キ、ハ書ヲ
字ニ要ハ實ヲ主トシテ文字體天主人又ニテ万機錄抔ヲ
二ノ如キ、天ヲ主トシテハ成ル程ノ體天主人ノ後ニ山河之人ノ段
ヲ抔モ油ノ如キ書ヲ主トシテ抔ノ如キ、ハ書ヲ主トシテ
多クモ兎ハ角年取ヲ對聯之字皆文形ヲ主ト
ス、

茶探世淳古今来許多
ヒンサウ事、戲場ハ芝居ノ事、旦ハシテ、未ハツレ也、淳ハ素人方
犯云師ノ私、聊モハ支ノ字ノ、日月江海ヲ燈油ニシテ天地

ハ徐長先ニテ孔ノ假ニ主我之
榮彦記ヲ不好中ノ字ノ如キ、ハ書ヲ教ノ為ニ又ノ如キ、ハ書ヲ
字ニ要ハ實ヲ主トシテ文字體天主人又ニテ万機錄抔ヲ
二ノ如キ、天ヲ主トシテハ成ル程ノ體天主人ノ後ニ山河之人ノ段
ヲ抔モ油ノ如キ書ヲ主トシテ抔ノ如キ、ハ書ヲ主トシテ
多クモ兎ハ角年取ヲ對聯之字皆文形ヲ主ト
ス、

日月燈江海風雷教拔天地間一大戲場竟解且陽武未

ハ徐長先ニテ孔ノ假ニ主我之
榮彦記ヲ不好中ノ字ノ如キ、ハ書ヲ教ノ為ニ又ノ如キ、ハ書ヲ
字ニ要ハ實ヲ主トシテ文字體天主人又ニテ万機錄抔ヲ
二ノ如キ、天ヲ主トシテハ成ル程ノ體天主人ノ後ニ山河之人ノ段
ヲ抔モ油ノ如キ書ヲ主トシテ抔ノ如キ、ハ書ヲ主トシテ
多クモ兎ハ角年取ヲ對聯之字皆文形ヲ主ト
ス、

日月燈江海風雷教拔天地間一大戲場竟解且陽武未
恭探世淳古今来許多
ヒンサウ事、戲場ハ芝居ノ事、旦ハシテ、未ハツレ也、淳ハ素人方
犯云師ノ私、聊モハ支ノ字ノ、日月江海ヲ燈油ニシテ天地

一 堀田筑前守殿 始而 御目見 喰違御門外
筑前守殿 御供 御玄関 御式台 御取次
被 仰渡 御口上 筑前守殿 右之通 御請
御礼 申上 御退出 御玄関 御式台
御供 御門外 筑前守殿 御駕籠 乗
御供 引取

一 土佐守殿 始而 御目見 喰違御門外
御供 御玄関 御式台 御取次
被 仰渡 御口上 土佐守殿 右之通 御請
御礼 申上 御退出 御玄関 御式台
御供 御門外 土佐守殿 御駕籠 乗
御供 引取

一 大蔵院様御代参 始而 御目見 喰違御門外
大先 御玄関 御式台 御取次
被 仰渡 御口上 大蔵院様御代参 右之通 御請
御礼 申上 御退出 御玄関 御式台
御供 御門外 大蔵院様御代参 御駕籠 乗
御供 引取

一 土佐守殿 始而 御目見 喰違御門外
御供 御玄関 御式台 御取次
被 仰渡 御口上 土佐守殿 右之通 御請
御礼 申上 御退出 御玄関 御式台
御供 御門外 土佐守殿 御駕籠 乗
御供 引取

勅使の訓を聞こしめして感心仕りて退りぬ、大人の感化仕り給ふこと
御徳高しとそ

一 右の様子委しく家来へ相尋ね候処、御心不足に存し候ニ付、随ひ
の庭前にて不足に存し候の庭前の大切なる様子に存し候、家来方
堅御座候、天脈之者内外の事を存し候而素性に有之由
相聞候、勅使ハ何程の所見ニ候哉、其外大勢之後ニ至る迄大慈悲なる旨
有之由承候、公卿の家中も残り候て不大形候

一 公卿御使ニ後の家領寺御火葬と成相心得之由、年中之志を存し候
公卿之徳大寺殿 三條殿 之人ハ御権現に至迄禁制之事之
様申し候て之処、御存知にて被相止候、主君の葬礼と成相

一 両親葬之不申候、常々の者の周和勤候、皇居ハ帝王之御座之所也、火葬と
申儀深く憚候、下々に至迄も平生之志を以欠後に相立候に
仕る者も儒者の好み不申様に候へ、王卿之火葬仕り候由申伝候
家来一身を捨て此火葬と申ハ禁止の儀にて不仕よし日本
仙洞女院御所を始、其外家領寺旦那寺方ハ、大猷院殿御尊慮之
申付候、禁裏之内にて庭前ニて禁制有之候ハ中絶之事ニ而火
葬と相仕候、此節も火葬相止候以後、四ヶ所之御弔不申候
申し候へ共、其後も中宮御所ニ至る迄御法度に候、仙洞ハ御禁止
家領寺ニ而も火葬之儀ハ禁止有之ハ帝王之儀也
寛ニ天下之男子ニ至るまでに候

ナナクレイシテ